第

1556

叧



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2000年)平成12年 5月 12日 金曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## <sup>4</sup> 遺産分割協議がまとまらないとき

かについて母や兄弟が何度も集まって話し合 いましたが、なかなか話がまとまりません。

相続人間で遺産分割協議がまとまらない場 合、何かよい方法はないでしょうか。

A:家庭裁判所で分割の調停をする制度が あります。

## 【解説】

相続人の話し合いで遺産分割ができないと きは、家庭裁判所に遺産分割の調停申立をす ることができます。調停というのは、裁判所 の調停委員が取り持って話し合いを進める手 続きです。通常月に1回程度の割合で調停期 日が開かれます。調停では、各相続人から事 情を聞いたり、あるいは場合によっては妥当 な解決案を各相続人に示すなどして紛争解決 へ向けて家庭裁判所が関与はするものの、最 終的には相続人全員の話し合いによる合意が 解決内容となります。この意味で遺産分割調 停は、いわば家庭裁判所の監督下で遺産分割 協議を行っているといえるかもしれません。

家庭裁判所の調停によっても分割の合意に 達しない場合には、家庭裁判所が審判によっ て分割を命じます。審判というのは、家庭裁 判所の裁判官が一切の事情をもとに遺産分割 の方法を決めるものです。審判の場合は調停 と異なり当事者の合意ではなく家庭裁判所の 判断が紛争解決内容となり、その判断は強制 力を持ちます。







